沖縄県立島尻特別支援学校 寄宿舎

令和9年度入舎募集要項

1 入舎選考方針

寄宿舎の入舎選考にあたっては、児童生徒が寄宿舎生活のなかで豊かな人間関係・自主性・生きる力を確かなものにするよう、個々の実態を総合的に考慮し、次の点を踏まえて実施する。

(1) 選考は、校長が定める所定の申込資料、面接を基にして行う。

(2) 選考は、入舎志願者が募集定員を超過するか否かにかかわらず行う。

(3) 入舎期間は、寄宿舎運営規則第4条（入舎経験年数）より、原則として1年間とする。

※但し、入舎選考委員会で総合的に判断し必要と認める場合はこの限りではない。

2 入舎選考基準

(1) 入舎対象は、寄宿舎運営規則第８条より、以下のとおりとする。

①入舎対象は、本校に在籍する小学部（5学年,6学年）の児童、中・高等部の生徒とする。

②福祉施設入所者は除く。

(2) 入舎条件は、寄宿舎運営規則第9条（入舎選考方針及び入舎選考基準）より、以下のとおりとする。

第9条（入舎選考方針及び入舎選考基準）

寄宿舎に入舎を希望する児童生徒の選考にあたっては、「より多くの児童生徒が寄宿舎での生活指導を受けられるようにする」、「高等部卒業後の自立、社会参加をめざす」の観点から、次の入舎選考基準を設け、総合的に判断する。ただし、下記に示す基準は優先順位ではない。

1 離島、遠隔地（スクールバス又は路線バスのバス停から離れた地域）のため通学が困難な児童生徒。

2 教育的支援を必要とする児童生徒。

(1) 集団生活を通して、対人関係や自主性を育て、社会性を身につける。

(2) 個々の実態に応じた、基本的生活習慣を確立する。

(3) マナーやルール等の規範意識を養う。

(4) 卒業後の自立した生活を見通し、社会生活に適応できる力を養う。

3 保護者の疾病及び家庭の事情により、通学困難な状況にある児童生徒。

4 部分的な介助、または援助で集団生活を送ることが可能な児童生徒。

5 入舎経験の有無及び入舎年数。

6 肢体不自由を主とする児童生徒の入舎については、施設設備上、入舎定員を男子1名、女子1名とする。

7 上記の1～6に該当する場合であっても、下記の事項に該当する場合には、生活全般での安全・健康管理などの対応等から慎重に検討し、総合的に入舎の可否を判断する。

(1) 医療的ケアが必要とされる児童生徒。

(2) 睡眠障害の著しい児童生徒。

(3) 疾病による食事療法や薬物管理が著しく困難な児童生徒。

(4) 集団生活において、自傷行為又は他の入舎生への危害及び施設に損害を与える児童生徒。

(5) 特に安全管理に配慮を要する児童生徒。（危険回避困難・傷病・校外飛出し等）

(6) 本人が入舎を強く拒否している児童生徒。

(7) 集団生活を送ることにより、精神的安定が損なわれると予想される児童生徒。

3 入舎定員

（1）原則として入舎定員は18名とする。

①原則として男子9名、女子9名をそれぞれ上限とする。

②原則として車いすを常時利用する児童生徒は、男子１名、女子１名をそれぞれ上限とする。

4 提出書類

〈保護者記入〉

（1）入舎申込書（様式1）

（2）健康記録　（様式2）

（3）生活記録　（様式3）

〈学級担任記入〉

（4）児童生徒生活記録（様式4）

注意事項

※令和8年度寄宿舎入舎生に関しては、「健康記録（様式2）」「生活記録（様式3）」については変更がある場合のみ提出する。

※提出書類は、入舎募集説明会（令和8年11月6日 金曜日 開催）にて配布する。

※提出書類は入舎説明会後、本校ホームページに PDF データを掲載（ダウンロード保存可能）する。

※入舎募集説明会に参加できない場合の申込資料の受け取り方

在校生：学級担任を通して受け取り、記入後は学級担任へ提出。

学級担任は、保護者から受け取った書類と児童生徒生活記録（学級担任用）を一緒に寄宿舎へ提出。

他校の児童生徒：本校寄宿舎より直接受け取るか、本校ホームページから入手する。

5 入舎申込期間 および 提出先

対象者（現学年）	期間	提出先
本校小学部、中学部、高等部 （小4、小5、小6、中1、中2、高1、高2）	令和8年11月9日（月）～12月4日（金）	学級担任へ
本校中学部および他校から高等部の学力検査を受検する生徒（中3）	令和9年2月1日（月）～2月2日（火） ※高等部入学願書出願期間	入試係へ
転編入および小学校6年生	入学願書を提出する日	支援部または学部主事
高等部学力検査2次募集を受検する生徒（中3） ※但し、離島・遠隔地の生徒のみ	令和9年3月18日（木）～3月19日（金）	入学志願書類提出時に入試係へ

6 入舎面接

（1）入舎を希望する児童生徒は、全員「保護者同伴」での入舎面接を行う。

（2）入舎面接は、下記の期間に行う。

対象者（現学年）	期間
本校小学部、中学部、高等部（小4、小5、小6、中1、中2、高1、高2）	令和9年1月7日（木）～1月21日（木）
内部生：本校中学部から高等部の学力検査を受検する生徒（中3）	令和9年3月3日（水）～3 月 4 日（木）
外部生：他校から高等部の学力検査を受検する生徒（中3）	
転編入および小学校6年生	行動観察の日または新入学オリエンテーションの日
高等部2次募集を受検する生徒（中3） ※但し、離島・遠隔地の生徒のみ	令和 9 年3月25日（木）

7 入舎決定 および 入舎手続きについて

（1）入舎生の選考は、入舎選考委員会で審議し、委員長である校長が決定する。
（2）結果については、全員に文書で通知する。
（3）入舎決定者の保護者には、入舎手続きに必要な書類及び諸連絡事項について文書で通知する。
（4）入舎決定者は、入舎式当日までに所定の手続きを完了すること。

8 保証人

（1）保護者が対応できない場合は、保証人が代行する。
（2）保証人は、災害および緊急時や児童生徒の体調不良時、その他帰宅が必要となった場合に、保護者に代わって迎え等の対応を行う者とする。なお、金銭的な保証を行うものではない。

9 帰宅 および 閉舎について

帰宅については、以下のとおりとする。
（1）学校休業日の前日に帰宅する。但し、保護者等の生活居住地が現に離島にある者については、諸状況・条件を勘案し、その帰宅の在り方について、校長が決定する。
（2）夏季、冬季、学年始、学年末の長期休業期間中は閉舎とし、帰宅日については以下の通りとする。
①宿泊を伴う学校行事（宿泊学習、修学旅行など）の前日及びその期間。
②高等部校外就業体験の前日とその就業体験期間。
③高等部入学者選抜にともなう児童生徒休業日とその前日（該当する児童生徒のみ）
④その他、校長が必要と認める場合。（緊急時等）

10 緊急時等の対応

以下の場合には、児童生徒の安全を考慮して、原則として全員帰宅となる。また、自力通学の児童生徒も保護者の迎えとなる。
（1）暴風警報・特別警報発令または路線バスの運休が予想される場合。
（2）自然災害の発生が予想される場合。
（3）寄宿舎生に感染症（法定感染症等）が発生し、寄宿舎内での感染拡大が懸念させる場合。
（4）その他、校長が必要と認める場合。

11 その他

（1）入舎オリエンテーションの日時：令和９年3月29日（月）
※高等部合格者オリエンテーション終了後の予定。
（2）入舎オリエンテーションの時間は、「入舎決定通知」にてお知らせする。
（3）入舎募集についてのお問い合わせは、本校寄宿舎までご連絡ください。

入舎募集についてのお問い合わせ

〒901−0411　沖縄県島尻郡 八重瀬町字友寄160番地
沖縄県立 島尻特別支援学校（寄宿舎）
☎ (098)998−4661　　FAX (098)998−7655
担 当 教 頭 ： 友寄 英一郎　寮 務 主 任 ： 盛山 寿之
寄宿舎 庶務係： 新田 睦月 ・ 比嘉 祥子 ・ 奥浜 真和